

# 新たな改正方式について(検討状況)

平成 15 年 10 月 2 日  
内閣官房・内閣法制局

## 1 改正対照表を用いた新たな改正方式

### (1) 新たな改正方式の検討方向

- 新たな改正方式(新方式)は、本文と改正対照表によって、改正の内容を表すものとする。  
(別紙「改正対照表を用いた改正方式の概要」参照)
- これにより
  - ① 改正の内容を改め文と同様に明確に記述。
  - ② 改正法令としての法的効力を有する部分と参考記載部分(実質上法令ではない部分)とを明確に区別しつつ、改正の内容を分かり易く示す。

### (2) 技術的問題点で更に検討を要する事項

- ① 新方式の適用範囲(改め文との使い分け)
- ② 早期に提出を要する大部な法案等における適用の可否
- ③ 印刷、校正等に要する時間の増大への対応
- ④ 紙量の増大の抑制方策
- ⑤ 参考記載部分のチェック等の省力化方策
- ⑥ 現行法令のデータベースの整備

## 2 実施に当たっての前提

- 新方式について、あらかじめ、国会において正式な法案の形式として与野党間で合意いただくことが必要。具体的には、特に以下の点について与野党間の合意が必要。
  - (1) 新方式において、国会審議(議決)の対象(立法者の改正意思が発動される部分)は改正規定としての法的効力を有する部分(傍線部分等)のみであり、それ以外の部分は参考記載部分であること。  
→ 仮に参考記載部分において誤記があったとしても、「法案の誤り」とはされないこと。
  - (2) 新方式の実施の過程で、新方式と「改め文」方式が並存することが考えられる。この場合、どちらの改正方式であっても国会審議上の取扱いに差が設けられないことが必要。

## 3 実施のプロセス

- 新方式の実施に当たっては、実施上の問題点等を明らかにするため、1(2)の技術的問題点の検討と並行して、新方式によることができるものから、順次、新方式を試行することも検討。

## 改正対照表を用いた改正方式の概要

### 1 改正対照表を用いた改正方式

本文と改正対照表から成る改正規定の記述によって、改正の内容を表すものとする。

本文と改正対照表から成る改正規定においては、改正対象法令について改正前の規定と改正後の規定を対照して示すことによって、改正の内容を分かりやすく記述することに主眼を置き、これまでの改正規定(以下「改め文」という。)のように、規定の文言を改正した上で当該規定を移動するといった改正操作の手順を逐一記述することはしない。(なお、改正の内容を実現するために必要な改正操作は、改め文による改正の場合と同様の論理的順序に従って、当然に行われることとなる。)

#### (1) 本文

立法者の改正意思を明記し、改正規定としての法的効力を有する部分を明確にするため、本文において、簡潔に、改正対照表中で用いる傍線等の改正操作に係る記号の意味を明らかにするものとする。

#### (2) 改正対照表

改正対照表は、その上欄を「改正後」、下欄を「改正前」として、それぞれ改正対象法令の改正後の規定と改正前の規定とを対照して掲げ、これに改正操作に係る傍線等の記号のほか適当な注記を加えるものとする。

改正対照表において改正規定としての法的効力を有するのは、その掲げる改正対象法令の規定のうち改正操作に係る傍線が付された部分等その本文の記述と相まって立法者の改正意思を表している部分であり、その余の記載は、これまでの新旧対照表の記載と同様、法的な効力を有しない参考記載にとどまるものである。この参考記載部分は、形式上は法令の一部であるが、何ら法的な効力を有しないものであることから、実質上法令ではない部分とすることができる。

#### ア 改正規定としての法的効力を有する部分

##### ① 傍線を付した改正部分とこれに対応する傍線を付した改正後の文言を表す部分

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分が改正部分を示し、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分が改正後の文言を示すものであり、いずれも改正規定としての法的効力を有する。破線で囲んだ改正部分とこれに対応する破線で囲んだ改正後の規定の内容を表す部分についても、同様である。

##### ② 標記部分に二重傍線を付してその規定の全部改正、移動、削除及び追加を表す部分等

改正対照表においてその標記部分(章、条、項、号等ひとまとまり

の規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「2」、「一」等の部分)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定の全体を対象として改正操作が行われることを示すものであり、全部改正を行う場合にあっては、改正前欄の二重傍線を付した標記部分及び改正後欄に掲げる対象規定そのものが、移動を行う場合にあっては、改正前欄の二重傍線を付した標記部分及び改正後欄の二重傍線を付した標記部分が、削除を行う場合にあっては、改正前欄の二重傍線を付した標記部分が、追加を行う場合にあっては、改正後欄に掲げる対象規定そのものが、それぞれ改正規定としての法的効力を有する。その他二重傍線を付して改正操作を表す部分も同様である。

### ③ 規定の掲げ方

①又は②に関連して、改正操作のために特定の規定を掲げていること、対象規定の改正前欄と改正後欄における対応関係、改正対照表に掲げる規定の前後の位置関係も改正規定としての法的効力を有する要素である。

### イ 参考記載部分

#### ① 法的効力を有する部分以外の改正対象法令の規定の記載

改正対照表におけるアに該当しない改正対象法令の規定の記載は、当該改正の内容の理解を助けるための参考記載である。

#### ② 注記

改正対照表を用いた改正操作の理解を助けるため、改正対照表において、改正対象法令の規定の記載(引用)と区別することができるよう、備考において「[]」の記載は注記であることを明記して、適当な注記を行うものとする。

## 2 法令案の審査等

内閣法制局における法令案の審査(読み合わせを含む。)の対象は、改正規定としての法的効力を有する部分であり、その余の改正対照表の参考記載部分の正確性等については、これまでの新旧対照表の記載と同じように、各府省庁においてそのチェックを行う。なお、改正対照表における参考記載部分である改正対象法令の規定について他法令による改正が行われる場合等、当該改正対照表における参考記載部分が改正時点での改正対象法令の内容を必ずしも正確に表すものではないとしても、当該参考記載部分について改正等は行わないものとする。

〔新改正方式のイメージサンプル〕

(民事調停法の一部改正)

第四条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した節を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第二十三条）</p> <p>第二節 民事調停官（第二十三条の二―第二十三条の四）</p> <p>第二章 [略]</p> <p>第三章 [略]</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 通則（第一条―第二十三条）</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>附則（第一条―第十五条）</p>

第一章 総則

第一節 通則

(調停機関)

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2 「略」

(即時抗告)

第二十一条 調停手続における決定に対しては、最高裁判所規則で定めるところにより、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。

第二節 民事調停官

(民事調停官の任命等)

第二十三条の二 民事調停官は、弁護士で五年以上その職に在つたもののうちから、最高裁判所が任命する。

2 民事調停官は、この法律の定めるところにより、調停事件の処理

第一章 通則

〔節名を付する。〕

(調停機関)

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。但し、相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2 「同上」

(即時抗告)

第二十一条 調停手続における裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。

〔一節三条を加える。〕

に必要な職務を行う。

3 民事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。

4 民事調停官は、非常勤とする。

5 民事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第六条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三 職務上の義務違反その他民事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

6 この法律に定めるもののほか、民事調停官の任免に関して必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（民事調停官の権限等）

第二十三条の三 民事調停官は、裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。

2 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この法律の規定（第二十二条において準用する非訟事件手続法の規定を含む。）及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）の規定において裁判官が行うものと

して規定されている民事調停及び特定調停に関する権限（調停主任に係るものを含む。）のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 第四条、第五条第一項ただし書、第七条第二項、第八条第一項、第十七条、第三十条（第三十三条において準用する場合を含む。）において準用する第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に関する権限

二 第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定（同法第五条の規定を除く。）において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関するもの

三 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の規定において裁判所が行うものとして規定されている特定調停に関する権限

3 | 民事調停官は、独立してその職権を行う。

4 | 民事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官に対し、その職務に関し必要な命令をすることができる。この場合において、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十条第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。